

3 平成23年度生活保護基準について

(1) 平成23年度生活扶助基準について

生活扶助基準の改定は、一般国民の消費水準との均衡を図るという観点（水準均衡方式）から実施しており、具体的には、政府経済見通しの民間最終消費支出の伸び率を基礎として、社会経済情勢等を総合的に勘案した上で改定している。

平成23年度の生活扶助基準の改定については、こうした考え方に基づき、これまでの基準に係る経緯を踏まえ、現在の経済、雇用情勢等を総合的に勘案した上で、据え置くこととした。（別紙1参照）

なお、生活保護基準については、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要があることから、評価・検証する場として、先月、社会保障審議会に生活保護基準部会が設置されたところである。同部会では、まずは生活保護基準の専門的かつ客観的な評価・検証の方法等について議論を開始し、月1回程度での開催を予定しており、その検討経過については適宜情報提供してまいりたい。

(2) 子ども手当の増額に伴う対応について

子ども手当は「次代の社会を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する」という考え方の下で導入されたものであり、その効果が生活保護受給世帯の子どもにも等しく及ぶよう、生活保護の児童養育加算は子ども手当と同額としている。

このような考え方を踏まえ、平成23年度予算案において3歳未満の子に対する子ども手当が増額されることに伴い、児童養育加算についても従前の対応に従い、子ども手当と同額となるよう引上げを行うこととしている。

なお、児童養育加算の改定については、国会に提出されている「平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する法律案」の成立を踏まえ対応するのでご留意願いたい。

(3) その他

生活扶助（重度障害者他人介護料等）、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助の技能修得費（高等学校等就学費を除く。）及び勤労控除（新規就労控除）については、それぞれの扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施することとしている。

(別紙1) 平成23年度予算(案)における基準額(月額)の具体的な事例

1. 標準3人世帯【33歳、29歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	175,170	167,870	160,580	153,270	145,980	138,680
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	244,970	226,870	213,580	199,270	186,080	172,780
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助、出産扶助等	上記額に加えて、医療、出産等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の22年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

2. 高齢者単身世帯【68歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	80,820	77,190	73,540	69,910	66,260	62,640
住宅扶助 (注)	53,700	45,000	41,000	35,400	31,000	26,200
合計	134,520	122,190	114,540	105,310	97,260	88,840
医療扶助、介護扶助等	上記額に加えて、医療、介護等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

3. 母子2人世帯【30歳、4歳】

(月額:単位:円)

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
生活扶助	152,620	147,380	140,530	135,280	128,440	123,190
住宅扶助 (注1)	69,800	59,000	53,000	46,000	40,100	34,100
合計	222,420	206,380	193,530	181,280	168,540	157,290
就労収入が手元に残る額(勤労控除) (注2)	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220	23,220
医療扶助等	上記額に加えて、医療等の実費相当が必要に応じ給付される。					

注1 住宅扶助の額は、1級地-1:東京都区部、1級地-2:千葉市、2級地-1:高松市、2級地-2:日立市、3級地-1:輪島市、3級地-2:八代市とした場合の21年度における上限額の例である。

注2 就労収入が10万円の場合の例。

注3 学齢期の子がいる場合には、教育扶助として学用品費、教材代等が別途給付される。

4 生活保護制度の実施について

(1) 平成23年度の保護の実施要領等の改正について

平成23年度の主な改正事項は、以下に掲げる事項を予定している。

① 刑務所出所者の実施責任について

刑務所等の出所後、帰住地がないか、又は明らかでない者の実施責任について、現在地保護を徹底し、自治体間での実施責任におけるトラブルを解消する。

特に、刑務所出所後、刑務所所在自治体以外の自治体で保護申請を行った場合、現在地（申請を受けた自治体）が実施責任を負うことを明確化する。

あわせて、出所後、地域生活定着支援センターの調整を受けて居住地特例のある施設に出所した者の実施責任についても明確化する。

② 薬物依存症者の社会復帰対策事業への参加に必要な移送費について

薬物依存症者の社会復帰対策事業への参加に必要な移送費については、生活保護問答集問7-58にて認定する場合の考え方をお示ししているが、認定方法に自治体間で差異があることが見受けられたことから、取扱いの統一を図る。

③ 高校卒業者に対する世帯認定及び技能習得費の取扱いについて

世帯認定の取扱いとして、高校卒業後直ちに専修学校又は各種学校に就学することは認められず、世帯分離する旨の取扱いをお示ししているが、専修学校又は各種学校に就学する場合以外の取扱いについては明記されていないため、今般、技能習得費の取扱いとあわせて明確化する。

(2) 介護扶助について

ア 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業の生活保護受給者への適用について

厚生労働省老健局では、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が生計困難者の利用者負担を軽減する場合、国、都道府県及び市町村がその費用の一部を助成する事業を実施している。

生活保護受給者については、同事業の対象外であったが、昨年9月の社会保障審議会介護給付費分科会の審議とりまとめにおいて、「（本制度により）生活保護受給者も、ユニット型施設への入所が可能となるよう、支援制度のあり方について検討すべき」との意見を踏まえ、平成23年度から、生活保護受給者の個室の居住費（ショートステイの滞在費を含む。）に係る利用者負担額について、同事業における軽減対象に含めることとなつた。

施設事業者が同事業を活用することにより、生活保護受給者の利用者負担の金額軽減（免除）が実施されれば、「生活保護制度における介護保険施設の個室等の利用等に係る取扱いについて（平成17年9月30日社援保第0930002号社会・援護局保護課長通知）」において示す「介護保険施設の個室等の利用を認める場合」の要件の一つである「ア（ウ）施設側が利用者の収入の状況等にかんがみ、利用者から居住費の徴収を行わない場合」に該当すると考えるため、生活保護受給者も介護保険施設の個室等の利用が可能となることについて、ご了知願いたい。

（制度のイメージ）

今般の改正内容（ユニット型個室の例）

生活保護受給者に
係る軽減割合

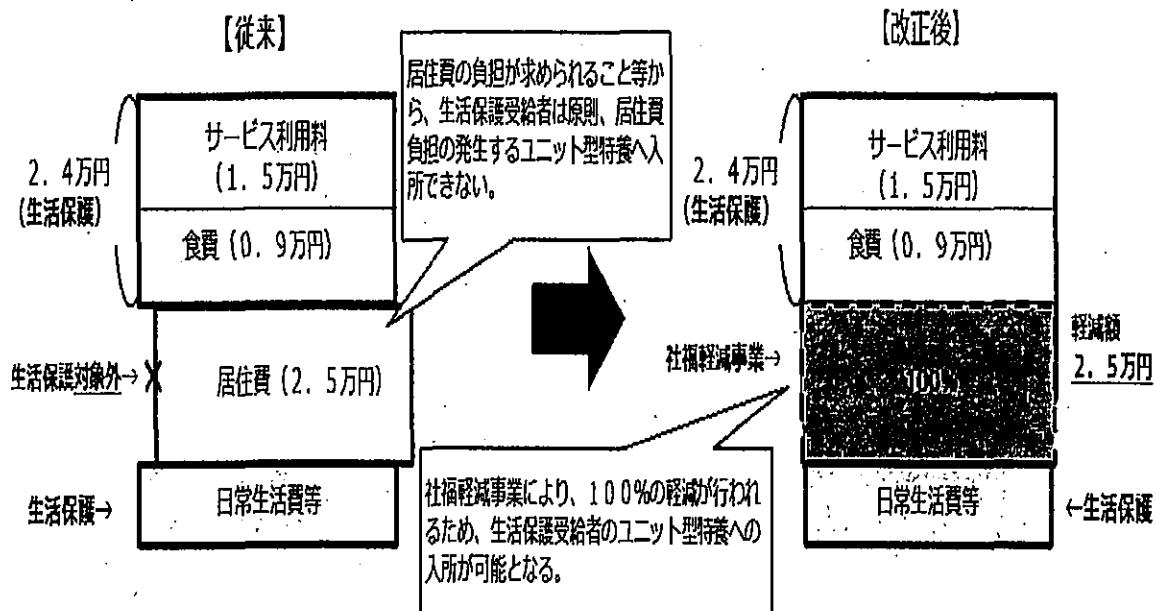
（現 在）

0 %

（改 正 後）

100 %

〔生活保護受給者の例〕



イ 介護保険施設等における一部ユニット型施設の廃止の生活保護制度への影響について

ユニット型施設とユニット型施設以外の施設の併設施設については、これまで「一部ユニット型施設」という一類型であったが、昨年9月の社会保障審議会介護給付費分科会における審議とりまとめを受け、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」等から一部ユニット型施設に係る規定を廃止することとなった。

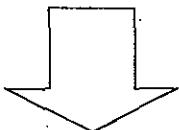
この改正により、現在一部ユニット型施設という類型で一つの施設として運営されている施設については、ユニット型の部分とユニット型以外の部分でそれぞれ個別の施設として指定を受ける必要が生じるが、新たな指定の結果、施設類型の変更に伴う実施責任の変更が想定される。

例えば、介護老人福祉施設として指定を受けた施設が、一部ユニット型の廃止に伴い、入所定員が29人以下の施設として指定を受ける場合は、新たに「地域密着型介護老人福祉施設」としての指定を受けることとなる。この場合、介護老人福祉施設から地域密着型介護老人福祉施設への施設類型の変更に伴い、生活保護法の実施責任について変動が生じることのないよう、介護保険法等の一部を改正する法律案（仮称）において、所要の措置を講じる予定であるので、ご了知願いたい。

（上記の一例）

定員100名の一部ユニット型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

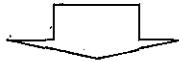
（定員の内訳はユニット型部分定員75名、多床室部分定員25名）



（一部ユニット型類型が廃止）

ユニット型部分は定員75名なので、介護老人福祉施設としての指定

多床室部分は定員25名なので、地域密着型介護老人福祉施設としての指定



新たに地域密着型介護老人福祉施設として指定を受けた多床室部分の生活保護受給者の実施責任について、従前どおり居住地特例の対象とし、実施責任が変動しないよう措置する。

(3) 保護施設の運営及び整備について

ア 保護施設の運営について

精神病院に入院している生活保護受給者のうち、2割程度（約1,1万人）は「受入条件が整えば退院可能な者」と推計されており、これら退院可能な生活保護受給者の地域生活への移行を推進することが求められている。

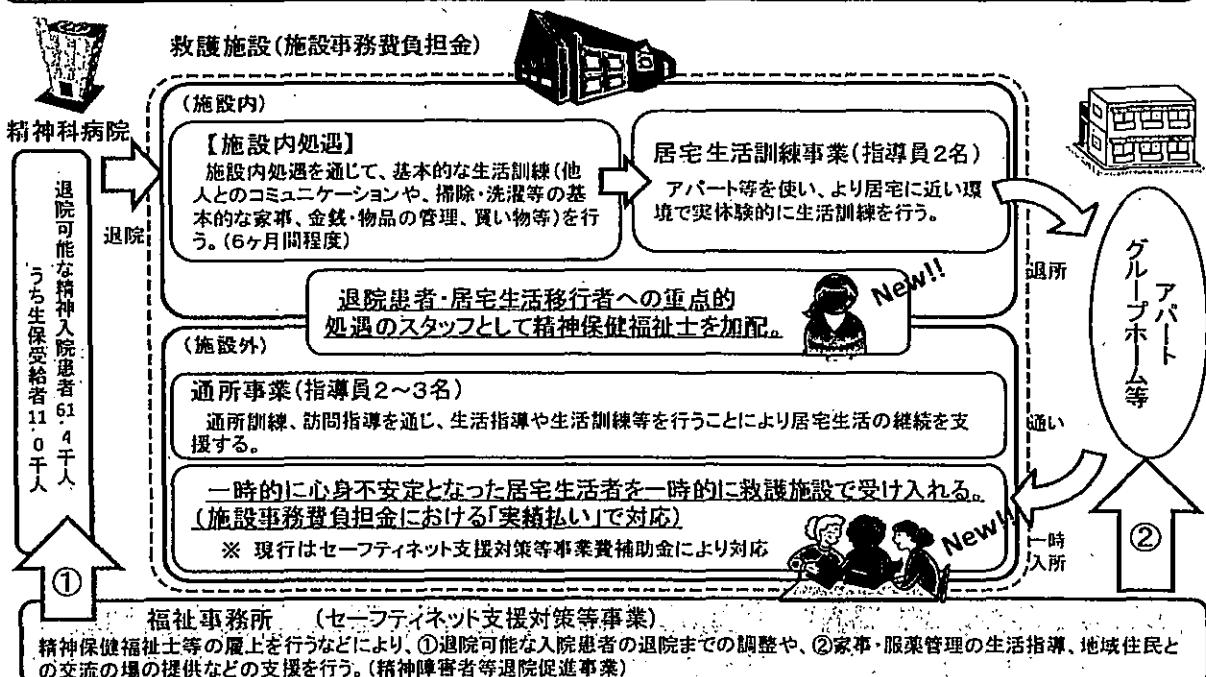
また一方で、生活保護受給者は精神疾患を有する者の割合が高く、自殺する方の割合も全国平均より高いという問題が指摘されており、精神障害を抱える生活保護受給者等の支援体制の強化等、自殺防止対策の実施も求められている。

保護施設においては、これまでにも精神科病院からの退院患者など、居宅での生活が困難な精神障害者の受け入れを行ってきたところであるが、地域移行支援及び地域生活の継続支援の充実強化を図る観点から、新たに平成23年度予算案においては、救護施設に精神保健福祉士を加配した場合の加算措置を講じるほか、精神状態の悪化など一時的に不安定になった際に一時保護入所を実施することとしている。

各自治体におかれては、管内の救護施設との連携を図り、救護施設を活用した精神障害者等の支援に積極的に取り組まれたい。

救護施設の機能を活用した精神障害者等の地域生活支援対策について

- 精神障害等を抱える生活保護受給者の地域移行の推進とともに、地域で生活しているこれらの精神障害者等の孤立防止・自殺予防を含めた居宅生活継続支援を行うため、救護施設に精神保健福祉士を配置し、精神障害者等の地域移行に向けた訓練や、居宅等で生活する精神障害者等の症状が不安定になった場合に一時保護入所を行う。【施設事務費負担金の拡充】



(ア) 救護施設における精神保健福祉士加算の創設について

精神障害者等に対する地域生活への移行に向けた生活訓練など、救護施設における精神障害者等への地域移行支援の充実強化を図るため、平成23年4月から、精神障害を抱える生活保護受給者の入所割合が高い施設において、精神保健福祉士を加配した場合について、保護施設事務費の加算措置を行う。

【精神保健福祉士の加算配置数】

定員	障害者等入所率 70～ 79%	80～ 89%	90～ 95%	95%～
100人以下	1人	1人	1人	1人
101人以上150人以下	1人	1人	1人	1人
151人以上200人以下	1人	2人	2人	2人
201人以上	2人	2人	2人	2人

(イ) 一時的入所にかかる保護施設事務費の実績払いの導入について

精神科病院や保護施設から退院・退所し居宅生活に移行した生活保護受給者が、症状等の悪化により不安定な状態になった場合、再入院を防止し、居宅生活が継続できるよう支援を行うため、平成23年4月から、保護施設において一時的保護入所を行うこととする。

保護施設事務費について、具体的には、原則7日間程度（1か月を超えない範囲で延長可）の一時的な入所に対して、入所日数に応じた実績払いを行うこととする。この措置に伴い、従来セーフティネット支援対策等事業費補助金で実施していた「救護施設居宅生活者ショートステイ事業」については廃止するので御了知されたい。

イ 保護施設の整備について

平成23年度の社会福祉施設等施設整備費補助金の協議に係る留意事項については、「平成23年度社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成23年2月16日社援発0216第3号厚生労働省社会・援護局長通知）において既に通知しているため、各地域における保護施設に対する需要やその役割を検討した上で必要な整備について協議されたい。

(4) ブロック会議の開催について

平成23年度では、岩手県（北海道・東北・関東信越ブロック）、愛知県（東海・北陸・近畿ブロック）、福岡県（中国・四国・九州ブロック）において開催を予定しており、開催時期は平成22年度と同様、平成23年10月頃を予定しているので、ご了知願いたい。